

危険な瓦屋根の 耐風診断・改修をされる方は、

診断費 最大 **2万1千円**

改修費 最大 **55万2千円** もられます



目的	強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う者に対して、補助するものです。	
対象建物	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上） 屋根材が瓦であり令和3年12月31日までに葺いたもの	
対象者	次のいずれかの者 ① 住宅の所有者 ② 住宅に居住する者で所有者の同意を得られた者	
対象事業	[A] 瓦屋根診断 ① かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士が、告示基準（昭和46年建設省告示第109号・令和2年改正）への適合を確認するために行う瓦屋根の診断 [B] 瓦屋根改修 ① 瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していないこと（屋根が強風等で被災したものは、瓦屋根診断不要） ② 瓦屋根の全面を告示基準に適合させること（スレート屋根、金属屋根等にする工事も対象） ③ 耐風改修後の住宅が地震に対して安全な構造（耐震診断の評点が1.0以上又は昭和56年6月以降の建築）であること [C] 共通 ① 対象者が行う（費用を出す）こと ② 敷地内で過去に当該補助金の交付を受けていないこと 注）1つの敷地で受けられる診断及び改修は、それぞれ1回限りです。	
補助の額	[A] 診断費	瓦屋根診断に要する経費の3分の2で 最大 2万1千円 （千円未満切捨て）
	[B] 改修費	次に掲げる費用のいずれか低い額の23%で ① 瓦屋根改修に要する経費 ② 屋根面積に1平方メートル当たり2万4千円を乗じて得た額 最大 55万2千円 （千円未満切捨て）



交付**決定前**に
**工事・業務の
契約・着手**を
してはいけません
書面の契約が
必要です